# 森林環境保全整備事業実施要綱

（平成14年3月29日 13林整整第882号
農林水産事務次官依命通知）
最終改正：平成28年4月1日 27林整整第788号

## 第１　趣　旨

森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、我が国においては、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、特に、成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要がある。

このため、森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする。

## 第２　事業の内容

森林環境保全整備事業（以下「本事業」という。）の事業内容は、次のとおりとする。

１　森林環境保全直接支援事業

利用期を迎えつつある森林資源を活用し持続的な森林経営を実現するため、森林法（昭和26年法律第249号）第11条に定める森林経営計画の作成者等が施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に行う、搬出間伐等の森林施業とこれと一体となった森林作業道（継続的に使用される作業道であって、国の指針に基づいて都道府県が定める指針に適合するものをいう。）の開設等。

２　環境林整備事業

面的にまとまって計画的な間伐等を実施することが困難であるなど、自助努力によっては適切な整備が期待できないが、生物多様性の保全等の観点から施業が必要な森林や気象害等の被害を受けた森林について、地方公共団体と森林所有者等による協定（都道府県及び市町村にあっては森林所有者と、都道府県又は市町村以外の事業主体にあっては地方公共団体及び森林所有者との間で締結される、本事業による施業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定める協定をいう。）に基づき実施する、広葉樹林化、針広混交林化への転換に向けた施業、気象上の原因により被害を受けた森林を復旧させるための造林等及び松くい虫による被害を防止するための周辺松林の樹種転換等。

3　林業専用道整備事業

持続可能な林業経営の実現に向けて、丈夫で簡易な、使いやすい道づくりを進めるため、主として森林施業のために利用する恒久的施設として地方公共団体等が行う林業専用道（普通自動車（10トン積程度のトラック）や林業用車両（大型ホイールタイプフォワーダ等）が走行可能な構造を有し、林内の木材輸送の中核的な役割を果たす林道であって、国の指針に基づいて都道府県が定める指針に適合するものをいう。）等の整備。

第３　指導推進

1　都道府県知事、市町村長及び事業主体は、本事業の適切かつ円滑な推進のための体制を整備するとともに、林業関係団体、関係行政機関等との密接な連携の下に本事業を推進するものとする。

2　都道府県知事は、市町村長及び事業主体に対し、本事業の実施についての適切かつ円滑な推進のための助言、指導その他の所要の援助措置を行うとともに、他の森林・林業施策との関連とその活用に配慮し、本事業の効果的な推進に努めるものとする。

第４　国の助成

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官依命通知）等に基づき、その一部を都道府県に補助するものとする。

第５　その他

本事業の実施については、本要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによるものとする。